

愛玩動物看護師法施行令の閣議決定について

令和3年9月24日（金）

愛玩動物看護師法施行令が、本日令和3年9月24日（金）に閣議決定されました。

1. 概要

令和元年6月28日に公布された「愛玩動物看護師法」（令和元年法律第50号。以下「法」という。）において、法の対象となる愛玩動物の種類、愛玩動物看護師免許証及び免許証明書に係る手数料並びに愛玩動物看護師国家試験及び愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験手数料の額について政令で定めるとされているため、これらの事項について定める政令を制定するものです。

2. 政令規定事項

- (1) 愛玩動物の定義に含まれる動物の種類について
法における「愛玩動物」は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物とされているところ、政令で定める動物として、オウム科全種、カエデチヨウ科全種及びアトリ科全種を定める。
- (2) 免許証及び免許証明書に係る手数料について
 - ① 指定登録機関が事務を行う場合における愛玩動物看護師名簿への免許に関する事項の登録に係る手数料の額、愛玩動物看護師免許証明書の書換交付に係る手数料の額は、申請1件につきそれぞれ5,800円、3,400円とする。
 - ② 愛玩動物看護師免許証の再交付に係る手数料の額は、申請1件につき3,400円とする。
- (3) 国家試験及び予備試験に係る手数料について
愛玩動物看護師国家試験の受験手数料の額は、27,200円とする。また、愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験手数料の額は、14,000円とする。

3. パブリックコメントの結果

令和3年8月12日（木）から同年9月10日（金）までの間、愛玩動物看護師法施行令案に対するパブリックコメントが実施されました。パブリックコメントの結果については、以下のウェブサイトを御参照ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003362&Mode=0>

4. 別添資料

- ・ 愛玩動物看護師法施行令
- ・ 理由
- ・ 要綱
- ・ 参照条文

※ 別添資料は、<https://www.env.go.jp/press/110024.html> を御参照ください。

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室
代 表 03-3581-3351
室 長 野村 環 (内線 6651)
補 佐 田村 努 (内線 6652)
補 佐 鈴木莉恵子 (内線 6419)
担 当 尾崎由布子 (内線 7414)